

市町村企業職員の退職手当の支給基準を定める条例

(昭和40年9月1日)
(組合条例第2号)

改正 昭和41年3月3日組合条例第2号
平成31年2月6日組合条例第1号

平成18年9月27日組合条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、埼玉縣市町村総合事務組規約（平成18年指令市第745号）第4条第1号に掲げる事務を共同処理する市町村及び一部事務組合の同法第15条第1項に規定する企業職員（以下「職員」という。）の退職手当の支給基準を定めることを目的とする。

(退職手当)

第2条 職員の退職手当の支給基準は、市町村職員退職手当条例（昭和38年組合条例第1号）の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。
- 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第17条第2項及び同法附則第5項に規定する職員の退職手当の支給基準については、この条例を準用する。

附 則（昭和41年組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年組合条例第27号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成31年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。